

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

予算特別委員会会議録  
(歳入、議会費)

令和 8 年 3 月 5 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

## 予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

- |   |               |                 |                 |
|---|---------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 開会年月日         | 令和8年3月5日(木)     |                 |
| 2 | 開会場所          | 第1会議室           |                 |
| 3 | 出席者<br>(17人)  | 委員長 高 森 喜美子     | 副委員長 中 澤 史 夫    |
|   |               | 委 員 石 原 喬 子     | 委 員 拝 野 健       |
|   |               | 委 員 弓 矢 潤       | 委 員 中 村 謙治郎     |
|   |               | 委 員 吉 岡 誠 司     | 委 員 鈴 木 昇       |
|   |               | 委 員 岡 田 勇一郎     | 委 員 田 中 宏 篤     |
|   |               | 委 員 本 目 さ よ     | 委 員 風 澤 純 子     |
|   |               | 委 員 伊 藤 延 子     | 委 員 富 永 龍 司     |
|   |               | 委 員 小 坂 義 久     | 委 員 青 柳 雅 之     |
|   |               | 議 長 石 川 義 弘     |                 |
| 4 | 欠 席 者<br>(0人) |                 |                 |
| 5 | 委員外議員<br>(0人) |                 |                 |
| 6 | 出席理事者         | 区 長             | 服 部 征 夫         |
|   |               | 副 区 長           | 野 村 武 治         |
|   |               | 副 区 長           | 梶 靖 彦           |
|   |               | 教 育 長           | 佐 藤 徳 久         |
|   |               | 企画財政部長          | 関 井 隆 人         |
|   |               | 企画課長            | 川 田 崇 彰         |
|   |               | 経営改革担当課長        | 三 谷 洋 介         |
|   |               | 臨時特別給付金担当課長     | ( 経営改革担当課長 兼務 ) |
|   |               | 財政課長            | 高 橋 由 佳         |
|   |               | 情報政策課長          | 小野田 登           |
|   |               | 情報システム課長        | 廣 瀬 幸 裕         |
|   |               | 用地・施設活用担当部長     | 越 智 浩 史         |
|   |               | 用地・施設活用課長       | 坂 本 一 成         |
|   |               | 清川二丁目プロジェクト推進課長 | 伊 藤 慶           |
|   |               | 総務部長            | 小 川 信 彦         |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区長室長	浦 里 健太郎
総務課長	福 田 健 一
人事課長	飯 田 辰 徳
人材育成担当課長	(人事課長 兼務)
広報課長	吉 田 美弥子
経理課長	田 淵 俊 樹
施設課長	五 條 俊 明
人権・多様性推進課長	落 合 亨
総務部副参事	(選挙管理委員会事務局長 兼務)
総務部副参事	西 山 あゆみ
総務部副参事	(区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長) 兼務)
危機管理室長	杉 光 邦 彦
危機・災害対策課長	小 池 雄 太
生活安全推進課長	大和田 好 行
国際・都市交流推進室長	(総務部長 兼務)
都市交流課長	木 村 裕
国際交流担当課長	金 田 春 江
世界遺産担当課長	(国際交流担当課長 兼務)
区民部長	前 田 幹 生
区民課長	櫻 井 洋 二
くらしの相談課長	小 林 元 子
税務課長	段 塚 克 志
収納課長	立 石 淑 子
戸籍住民サービス課長	村 上 訓 子
子育て・若者支援課長	河 野 友 和
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子ども家庭支援センター長	田 畑 俊 典
区民部副参事(児童相談所準備担当)	(子ども家庭支援センター長 兼務)
区民部副参事	(保健サービス課長 兼務)
区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長)	(区民課長 兼務)
文化産業観光部長	上 野 守 代
文化振興課長	川 口 卓 志

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

大河ドラマ活用推進担当課長	(文化振興課長 兼務)
観光課長	横 倉 亨
産業振興担当部長	(文化産業観光部長 兼務)
産業振興課長	三 澤 一 樹
福祉部長	三 瓶 共 洋
福祉課長	古 屋 和 世
高齢福祉課長	大 塚 美奈子
介護予防担当課長	田 中 裕 子
介護保険課長	浦 田 賢
障害福祉課長	井 上 健
松が谷福祉会館長	江 口 尚 宏
保護課長	久木田 太 郎
自立支援担当課長	(保護課長 兼務)
健康部長	水 田 涉 子
台東保健所長	(健康部長 兼務)
健康部参事	尾 本 由美子
健康課長	大 網 紀 恵
国民健康保険課長	松 上 研 治
生活衛生課長	福 田 兼 一
保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
保健サービス課長	塚 田 正 和
環境清掃部長	遠 藤 成 之
環境課長	勝 海 朋 子
清掃リサイクル課長	曲 山 裕 通
台東清掃事務所長	渋 谷 謙 三
都市計画課長	反 町 英 典
地域整備第一課長	長 廣 成 彦
地域整備第二課長	門 倉 和 広
地域整備第三課長	行 天 寿 朗
建築課長	松 崎 晴 生
住宅課長	浅 見 晃
都市づくり部副参事	小 河 真智子
土木担当部長	原 島 悟
交通対策課長	清 水 良 登
道路管理課長	三 宅 哲 郎

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

土木課長	高杉孝治
公園課長	村松克尚
会計管理室長	内田 円
会計課長	(会計管理室長 事務取扱)
教育委員会事務局庶務課長	山田安宏
教育委員会事務局教育施設担当課長	中島伸也
教育委員会事務局学務課長	仲田賢太郎
教育委員会事務局児童保育課長	村松有希
教育委員会事務局放課後対策担当課長	別府芳隆
教育委員会事務局指導課長	宮脇 隆
教育委員会事務局教育改革担当課長	増嶋広曜
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
教育委員会事務局生涯学習推進担当部長	吉本由紀
教育委員会事務局生涯学習課長	吉江 司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎本 賢
中央図書館長	穴澤清美
選挙管理委員会事務局長	大野紀房
監査事務局長	山本光洋
文化産業観光部参事(産業振興事業団)	
	(産業振興担当部長 兼務)
文化産業観光部副参事(産業振興事業団・事務局次長)	
	久我洋介
文化産業観光部副参事(産業振興事業団・経営支援課長)	
	(事務局次長 事務取扱)

## 7 議会事務局

事務局長	鈴木慎也
事務局次長	櫻井敬子
議事調査係長	吉田裕麻
書記	関口弘一
書記	塚本隆二

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

委員長（高森喜美子） ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

委員長 初めに、区長から挨拶があります。

服部征夫 区長 おはようございます。本日から令和8年度各会計予算のご審議をよろしく  
お願いいたします。

委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

委員長 次に、令和8年度予算事項別明細書の訂正について申し上げます。

本件については、事前にお配りいたしました訂正表のとおり訂正いたしたい旨、申出がありましたので、ご了承願います。

委員長 次に、審議の方法について、一般会計は、歳入歳出それぞれ各款ごとに、特別会計は、各会計ごとに、歳入歳出を一括して審議、仮決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ございませんので、そのように進めさせていただきます。

次に、委員各位に申し上げます。円滑な審議を進めるために、原則として事前の通告に基づき質問を行っていただくとともに、個別の事業については予算書の該当するページを示してから簡潔明瞭に質問されるようお願いいたします。

また、各常任・特別委員会での審議の繰り返しにならないようお願いいたします。

関連質問については、直接関連のあるものに限らせていただきます。

次に、理事者各位に申し上げます。答弁は、質問の趣旨を踏まえ、的確かつ明快に行い、単なる質問の復唱や各委員会での答弁の繰り返しにならないようご注意願います。

なお、本年4月の組織改正等により、所管が変更となる事業については、原則として現所属の理事者に答弁を求めることといたしますので、お含みおき願います。

次に、資料について申し上げます。本委員会から要求した資料については、理事者において検討した結果、資料項目一覧表のとおり提出されました。この資料についての質問は、関連する各款及び各特別会計ごとの審議で行うこととし、各款、あるいは各会計にまたがる質問については、病院施設会計の審議終了後、一括して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 それでは、各会計予算について、理事者から説明を聴取いたします。

なお、質疑については、各会計の審議の中でお願いいたします。

財政課長。

高橋由佳 財政課長 それでは、一般会計予算書の3ページをご覧ください。第5号議案、令和8年度東京都台東区一般会計予算について説明いたします。説明は、款を単位として、その内訳で主なものを中心に説明いたします。

令和8年度東京都台東区一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,532億円と定めます。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから9ページまでの第1表、歳入歳出予算によります。

第2条、地方自治法の規定により債務を負担することができる事項、期間などは、10ページから12ページまでの第2表、債務負担行為によります。

第3条、地方自治法の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額などは、13ページの第3表、特別区債によります。

第4条、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は50億円と定めます。

第5条、地方自治法の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費、会計年度任用職員に係るものを除きます、に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とします。

23ページをご覧ください。歳入予算でございます。

1款特別区税317億6,252万3,000円でございます。主なものは、24ページをご覧ください。1項特別区民税で、納税義務者数及び個人所得の見込みによる増を計上いたしました。

31ページをご覧ください。2款地方譲与税3億6,534万7,000円でございます。なお、この款から6款地方消費税交付金までは、国または東京都が徴収し、一定の基準に従い、区に交付されるものでございます。令和8年度東京都予算案などを参考に計上いたしております。

37ページをご覧ください。3款利子割交付金2億2,242万6,000円でございます。

39ページをご覧ください。4款配当割交付金7億2,985万8,000円でございます。

41ページをご覧ください。5款株式等譲渡所得割交付金15億9,158万1,000円でございます。

43ページをご覧ください。6款地方消費税交付金77億8,108万8,000円でございます。

45ページをご覧ください。7款環境性能割交付金1,000円、税制改正による科目存置でございます。

47ページをご覧ください。8款地方特例交付金1億6,738万1,000円でございます。環境性能割の廃止等に伴う交付見込みによる増を計上いたしました。

49ページをご覧ください。9款特別区交付金363億円でございます。主なものは、50ページをご覧ください。1項特別区財政調整交付金で、1、普通交付金は、令和8年度東京都予算案

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

や本区の交付割合の実績を参考に計上いたしました。

51ページをご覧ください。10款交通安全対策特別交付金2,409万8,000円でございます。令和8年度総務省予算案を参考に計上いたしました。

53ページをご覧ください。11款分担金及び負担金4億3,391万9,000円でございます。主なものは、56ページをご覧ください。2項負担金、民生費負担金で、3、保育費個人負担金は、教育費から組み替えております。第1子無償化に伴う減でございます。

57ページをご覧ください。12款使用料及び手数料39億4,688万9,000円でございます。主なものは、61ページをご覧ください。1項使用料で、6、観光バス等駐車場の駐車台数の実績見込みによる減でございます。

67ページをご覧ください。13款国庫支出金241億6,288万6,000円でございます。主なものは、70ページをご覧ください。1項国庫負担金で、17、生活保護費の最高裁判決を踏まえた追加給付による増でございます。

81ページをご覧ください。14款都支出金120億4,142万8,000円でございます。主なものは、94ページをご覧ください。2項都補助金で、38、エアコン設置緊急支援事業費のエアコン購入費助成の実施による皆増でございます。

105ページをご覧ください。15款財産収入7億6,972万9,000円でございます。主なものは、107ページをご覧ください。1項財産運用収入で、各基金運用益金の見込みによる増でございます。

117ページをご覧ください。16款寄附金6,711万7,000円でございます。主なものは、118ページをご覧ください。1項寄附金で、1、一般寄附金の見込みによる増でございます。

119ページをご覧ください。17款繰入金201億2,985万8,000円でございます。主なものは、120ページをご覧ください。1項基金繰入金、建設基金繰入金で、基金取崩しの増でございます。

123ページをご覧ください。18款繰越金10億円でございます。令和7年度の歳計剰余金見込額を計上いたしました。

125ページをご覧ください。19款諸収入40億2,387万1,000円でございます。主なものは、136ページをご覧ください。7項雑入、助成金・交付金で、2、地方公共団体情報システム機構補助金の見込みによる減でございます。

141ページをご覧ください。20款特別区債76億8,000万円でございます。主なものは、142ページをご覧ください。1項特別区債、民生債で、1、社会福祉施設整備費の（仮称）北上野二丁目福祉施設整備に対する特別区債の増でございます。

歳入予算の説明は以上でございます。

143ページをご覧ください。続きまして、歳出でございます。

1款議会費7億4,465万3,000円でございます。主なものは、145ページをご覧ください。1項議会費で、1、職員費の給与改定による増でございます。以上が議会費の主なものでござい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。

147ページをご覧ください。2款総務費199億6,528万7,000円でございます。主なものは、148ページをご覧ください。1項総務管理費で、1、職員費の定年の段階的引上げが行われていることに伴う退職手当の増でございます。166ページをご覧ください。15、情報システムの標準化の標準準拠システムへの移行作業の進捗による減でございます。以上が総務費の主なものでございます。

199ページをご覧ください。3款民生費626億8,567万5,000円でございます。主なものは、207ページをご覧ください。1項社会福祉費で、14、老人福祉施設維持修繕の特別養護老人ホーム台東空調設備等改修工事の実施による増でございます。216ページをご覧ください。1、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備の整備工事の実施による増でございます。以上が民生費の主なものでございます。

241ページをご覧ください。4款衛生費146億6,552万6,000円でございます。主なものは、256ページをご覧ください。3項公衆衛生費で、8、妊婦のための支援給付の給付見込みによる減でございます。258ページをご覧ください。1の（2）精神障害者障害福祉サービスの給付の見込みによる増でございます。以上が衛生費の主なものでございます。

275ページをご覧ください。5款文化観光費19億5,745万5,000円でございます。主なものは、276ページをご覧ください。1項文化費で、1、職員数の減による職員費の減でございます。279ページをご覧ください。4、旧東京音楽学校奏楽堂管理運営のグランドピアノ買換え及びホール舞台の床塗装工事実施による増でございます。以上が文化観光費の主なものでございます。

285ページをご覧ください。6款産業経済費57億3,251万9,000円でございます。主なものは、289ページをご覧ください。1項産業経済費で、3の（4）魅力ある商店街育成支援の補助の見込みによる減でございます。291ページをご覧ください。11、中小企業振興センター大規模改修の工事の実施による増でございます。以上が産業経済費の主なものでございます。

293ページをご覧ください。7款土木費110億4,399万9,000円でございます。主なものは、295ページをご覧ください。1項土木管理費で、7、観光バス駐車対策の誘導員、監視員による駐車対策の増でございます。313ページをご覧ください。6項都市整備費で、10の（2）東上野四・五丁目地区まちづくり推進の旧下谷小学校基礎解体工事の終了による減でございます。以上が土木費の主なものでございます。

319ページをご覧ください。8款教育費266億8,214万7,000円でございます。主なものは、331ページをご覧ください。2項小学校費で、6、東泉小学校大規模改修の工事の進捗による減でございます。339ページをご覧ください。3項中学校費で、5、駒形中学校大規模改修の工事の実施による増でございます。360ページをご覧ください。7項社会教育費で、2、生涯学習センター機能強化等改修の工事の進捗による増でございます。以上が教育費の主なものでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

371ページをご覧ください。9款諸支出金94億2,273万9,000円でございます。主なものは、374ページをご覧ください。2項公債費で、1、区債償還金及び利子の平成28年度発行分の満期一括償還等による増でございます。以上が諸支出金の主なものでございます。

385ページをご覧ください。10款予備費3億円でございます。前年度同額で計上しております。

以上が令和8年度東京都台東区一般会計予算でございます。

続きまして、特別会計の説明をいたします。

各特別会計予算書の3ページをご覧ください。まず、第6号議案、令和8年度東京都台東区国民健康保険事業会計予算について説明いたします。特別会計については、主な款について説明いたします。

令和8年度東京都台東区の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ235億7,800万円と定めます。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから6ページまでの第1表、歳入歳出予算によります。

第2条、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費、会計年度任用職員に係るものを除きます、に係る予算額または国民健康保険事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とします。

15ページをご覧ください。歳入予算を説明いたします。

1款国民健康保険料62億8,508万6,000円でございます。令和7年度の保険料改定による減でございます。

27ページをご覧ください。5款都支出金145億1,400万1,000円でございます。主なものは、28ページをご覧ください。1項保険給付費等交付金で、1、普通交付金の見込みによる増でございます。

歳入予算は以上でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

47ページをご覧ください。2款保険給付費144億9,554万6,000円でございます。主なものは、51ページをご覧ください。2項高額療養費で、1、一般被保険者高額療養費の見込みによる増でございます。

59ページをご覧ください。3款国民健康保険事業費納付金80億8,761万2,000円でございます。主なものは、60ページをご覧ください。1項医療給付費分で、納付金の見込みによる減でございます。

以上が令和8年度東京都台東区国民健康保険事業会計予算でございます。

91ページをご覧ください。続きまして、第7号議案、令和8年度東京都台東区後期高齢者

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

医療会計予算について説明いたします。

令和8年度東京都台東区の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ66億9,300万円と定めます。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、92ページ及び93ページの第1表、歳入歳出予算によります。

103ページをご覧ください。歳入予算を説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料38億9,595万5,000円でございます。保険料の改定による増でございます。

109ページをご覧ください。3款繰入金27億1,246万円でございます。主なものは、110ページをご覧ください。1項一般会計繰入金で、2、療養給付費繰入金の見込みによる増でございます。

歳入予算は以上でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

119ページをご覧ください。1款総務費2億11万7,000円でございます。主なものは、120ページをご覧ください。1項総務管理費で、4、事業運営事務費の減でございます。

123ページをご覧ください。2款広域連合納付金63億4,882万9,000円でございます。124ページをご覧ください。1項広域連合納付金で、広域連合への納付金の見込みによる増でございます。

以上が令和8年度東京都台東区後期高齢者医療会計予算でございます。

147ページをご覧ください。続きまして、第8号議案、令和8年度東京都台東区介護保険会計予算について説明いたします。

令和8年度東京都台東区の介護保険会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ194億2,400万円と定めます。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、148ページから150ページまでの第1表、歳入歳出予算によります。

第2条、地方自治法の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とします。

169ページをご覧ください。歳入予算を説明いたします。

4款支払基金交付金49億4,912万8,000円でございます。主なものは、170ページをご覧ください。1項支払基金交付金で、介護給付費の見込みによる増でございます。

177ページをご覧ください。7款繰入金、37億790万円でございます。主なものは、178ページをご覧ください。1項一般会計繰入金で、保険給付費の見込みによる繰入金の増でございます。

歳入予算は以上でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続きまして、歳出予算でございます。

187ページをご覧ください。1款総務費6億6,287万3,000円でございます。主なものは、188ページをご覧ください。1項総務管理費で、5の(1)庶務事務の介護保険システムの改修による増でございます。195ページをご覧ください。2款保険給付費178億6,123万6,000円でございます。主なものは、196ページをご覧ください。1項介護サービス等諸費で、居宅介護サービス給付費の見込みによる増でございます。

以上が令和8年度東京都台東区介護保険会計予算でございます。

241ページをご覧ください。続きまして、第9号議案、令和8年度東京都台東区老人保健施設会計予算について説明いたします。

令和8年度東京都台東区の老人保健施設会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ10億7,940万円と定めます。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、242ページ及び243ページの第1表、歳入歳出予算によります。

第2条、地方自治法の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額などは、244ページの第2表、特別区債によります。

259ページをご覧ください。歳入予算を説明いたします。

4款特別区債5億8,000万円でございます。260ページをご覧ください。1項特別区債で、老人保健施設千束空調設備等更新に対する特別区債の発行による増でございます。

歳入予算は以上でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

261ページをご覧ください。1款施設管理費8億8,571万円でございます。262ページをご覧ください。1項施設管理費で、老人保健施設千束空調設備等更新工事の進捗による増でございます。

以上が令和8年度東京都台東区老人保健施設会計予算でございます。

275ページをご覧ください。続きまして、第10号議案、令和8年度東京都台東区病院施設会計予算について説明いたします。

令和8年度東京都台東区の病院施設会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ11億7,100万円と定めます。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、276ページ及び277ページの第1表、歳入歳出予算によります。

第2条、地方自治法の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額などは、278ページの第2表、特別区債によります。

291ページをご覧ください。歳入予算を説明いたします。

3款繰入金4億3,861万5,000円でございます。292ページをご覧ください。1項一般会計繰入金で、台東病院運営に対する一般会計繰入金の減でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

歳入予算は以上でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

299ページをご覧ください。1款施設管理費8億8,948万4,000円でございます。300ページをご覧ください。1項施設管理費で、台東病院運営に要する経費の減でございます。

以上が令和8年度東京都台東区病院施設会計予算でございます。

ただいま説明いたしました6議案につきましては、よろしくご審議の上、いずれも原案どおりご決定くださるようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

委員長 ただいまの説明についての質疑は、各会計の審議の中でお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

委員長 令和8年度東京都台東区一般会計予算について、ご審議願います。

岡田委員。

岡田勇一郎 委員 令和8年度の東京都台東区一般会計の審議に入る際に、最初にお伺いしたいなと思っております。

今年の令和8年度の予算は、見させていただいて、皆さんご存じのとおり、過去最大の……

委員長 ちょっといいですか。

岡田勇一郎 委員 はい、どうぞ。

委員長 ちょっと発言をしそびれたので、追加いたします。

岡田勇一郎 委員 じゃあ、どうぞ。

委員長 初めに、歳入歳出全般に関わり、各款ごとの審議になじまないものについて質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは、質問がありましたら、どうぞ。

岡田委員。すみません。

岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。

改めまして、令和8年度の予算なんですけれども、この予算書見る限り、過去最大の予算規模となっているところであると思うんですけれども、先日、我が会派の石塚議員や太田議員から代表質問、一般質問で、台東区の財政状況ですとか今の財政の見通しなどは伺わせていただいております。その際にご答弁いただいた内容としては、今後、物価高などで厳しい状況に置かれている可能性があるというような答弁でありました。最大の予算でありながら、かなり厳しい状況であるというようなご答弁でありました。

今後の財政見通しの中で、一方、8年度の予算概要を見ると、主な取組に係る経費ですと、区有施設の大規模改修等の内容も多く含まれており、それによって増えていくというところはあるとはいえ、令和7年度の予算と比較すると大きく増えていまして、しっかりと必要な取組

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

を進められるように予算計上をしているようにも見受けられます。前向きな部分も多く感じられるところではあるんですけども、令和8年度の予算は財政状況的にも厳しいかじ取りが迫られるというような中での編成だったと思うんですけども、どのような意気込みで編成に挑んだのか、そして、特に意識した部分があれば、それも併せて教えていただけたら幸いです。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 お答えいたします。

8年度予算編成でございますが、編成当初から一般財源の伸びを大きく上回る歳出の増が見込まれたところございまして、委員ご指摘のとおり、難しい予算編成でございました。

そのような中でも、財政課といたしましては、持続可能な財政運営を維持するということが基本としつつも、必要な取組については、時期を逸することなく財源を投じていくという前向きな姿勢で編成に臨んだところでございます。

また、社会経済状況の動向を踏まえた行政課題にしっかりと対応していくということと物価高を踏まえて編成をするということは特に意識をしております、トイレトラックの配備をはじめとする防災対策の充実ですとか終活総合相談支援、それから、各種助成制度の拡充などを予算計上しております。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 そうですね、本当予算書の予算の概要を見ると、物価高などの課題に対してはしっかり踏まえた予算になっているんじゃないかなというふうに思っています。そして、そういうふうに今、ご答弁もいただきましたので、この後の予算審議ではそのような点もしっかり確認しながら審議に挑んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 富永委員。

富永龍司 委員 先日の企画総務委員会で行政計画について報告があつて、中東情勢のことについて指摘させていただきました。その中で、社会的経済状況に著しい変化があった場合など、必要に応じて見直しを行うという答弁がありました。これを踏まえまして、予算審議に入る前に1点確認したいと思っております。

中東情勢による影響は当然、この令和8年度の予算には見込まれていないと思っておりますが、このような情勢が、変化が区の行財政運営にとってどんな影響をするのか、また、どのような対応していくのかを伺わせてください。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 お答えいたします。

今後の景気や物価の動向によりましては、例えば歳入面では短期間に減収となることや、歳出面では物価高騰への対応など、計画していなかった取組を実施するための歳出予算が新たに必要になる等の影響が考えられます。まずは、8年度予算に計上した取組を着実に進めてまいりたいと思っておりますが、仮に大きく状況が変わった場合でも、そのときの状況を踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 富永委員。

富永龍司 委員 ありがとうございます。やはり実際厳しい厳しいと、私も厳しいと思いますが、あまり厳しい一辺倒ですと、やはり働いている職員の皆様含め、区民の皆様が安心して生活していくのに不安を感じてしまうのもあまりよくないのかなと思っています。やはり大変なのは分かっている、これは皆さん知恵を出して、我々議員もそうでしょうけれど、知恵を出し合って乗り越えていかなければいけないと思いますが、その中で適宜に対応していただくということでもよろしく願いいたします。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 区財政全般については、我が会派の早川幹事長も代表質問でさせていただいておりますし、各会派の議員の皆さんからも財政全般についてはありましたので、それほど大きく全体として伺うことはないんですけども、区長の答弁なども踏まえた上で幾つか、細かく確認をさせていただきたいと思います。

まずは、国の税制改正による区財政の影響について伺います。

区長の答弁の中で、令和8年度の不合理な税制改正による影響額というのが93億円という説明がありました。まずは、この内訳について細かく教えてください。

また、利子割交付金については、前年度に比べて9,000万円の減となっています。現在、預金金利も年々上昇傾向にありますから、本来であれば、影響額というところをもう少し大きく出るのかなというふうに思っていますけれど、この点も含めて、どのように8年度見込んでいるのか、併せて教えてください。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 お答えいたします。

まず、不合理な税制改正による減収の内訳でございますが、法人住民税の一部国税化によるものが56億円、地方消費税の清算基準の見直しによるものが11億円、ふるさと納税によるものが25億7,000万円でございます。

また、不合理な税制改正による減収以外に利子割交付金というところで、道府県民税利子割につきまして、都道府県間での清算制度が導入されたことに伴いまして、1億8,000万円の減収の影響があると見込んでおります。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 1億8,000万円ということで、合わせると8年度予算は約95億円の減収ということが分かりました。

さらに、代表質問でも触れられていましたけれども、地方法人課税に対する追加措置であったり、固定資産税の見直しについても、昨年末の与党税制改正大綱に期待があって、さらなる偏在是正の検討が進められているということです。これに対しても憂慮すべきことかなというふうに思っています、こういった動きに対して、区としてどのような対応を取っていくのか、教えてください、取ってこられた。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 さらなる税源偏在是正措置につきましては、昨年12月に23区共同でこれらの不合理な税制改正に対して断固反対する旨の特別区長会緊急声明を発出するなどの対応をしております。

また、地方税制の課題について議論する国と都の共同体が設置されると聞いておりますので、まずはその協議の動向を注視してまいりたいと考えております。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 ありがとうございます。

続いて、消費税についても伺います。高市総理が選挙公約に掲げていた期間限定での食料品消費税を0%にする政策がありますけれども、これが仮に実現したとしたら、区財政にはどんな影響があると思われませんか。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 歳出につきましては、例えば小・中学校給食食材等支援によるお米の買入りに係る消費税などが該当するかと思いますが、こういったものが仮に8%から0%ということになりますと、およそ1,100万円の歳出減の影響があると考えております。

また、歳入につきましては、地方消費税交付金が減収になるという影響があるかと考えられますが、こちらについては試算ができておりません。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 歳出面では1,100万円程度の減になる一方で、歳入については試算できないということですね。少なくとも減収になる可能性が高いんじゃないかなというふうに思っています。今後、国民会議を設置して議論が進められるということですが、その場合、地方への減税に対して国からどのような補填が行われるかということも現時点では不透明であるわけで、過去に国の政策によって減税が行われたときに、地方財政に対してどんなような対応が取られたのか、教えてください。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 過去、そのようなときには、減税補填債というものが創設をされまして、区としても発行実績がございます。この地方債の償還経費につきましては、都区財政調整交付金の基準財政需要額に算入をするという対応が取られたところでございます。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 減税補填債ですね、これが補填の方法によっては、地方財政への影響には大きく変わってくるんじゃないかなというふうに思っています。例えば地方特例交付金のような形で補填されるのであればいいですしけれども、直接的な補填になればいいんですけども、地方交付税による対応の場合は台東区には交付されないんだと思います。

また、減税補填債のような仕組みがあれば、基準財政需要額の算入がされたとしても、結局は財調の中で振り分けられるというか、割り当てられるという形になって、国の財源で直接補

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

填されるわけではないと思います。つまり、国の税制改正の内容によっては、区財政にとってかなり大きな減収になる懸念があるということだと理解をしています。

最後に、基金についても伺わせていただきます。令和8年度予算では200億円以上活用していて、新たな行政計画の財政計画表を見ると、今後はかなり厳しい状況になる見込みです。そうすると、今後は起債の活用も重要になってくると思いますが、現在は借入金利も、金利も年々上昇していて、これまでのようにゼロ金利が続いていた状況とは異なり、起債に対する考え方も区として変わってくるのではないかなというふうに思っていますけれども、今後、起債の考え方というのはどのようなお持ちですか。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 特別区債には世代間の負担の公平性を図るという機能もございますので、金利の上昇だけをもって発行を抑制するという考えはございませんが、一方で、金利が高いときに特別区債を発行するということは、後年度の償還経費の負担をより増加させて、財政運営を硬直化させる要因の一つにもなるという面もございます。

したがって、特別区債の発行に当たりましては、一般財源の歳入状況ですとか基金の残高、それから財政需要の見通し、金利の動向などを総合的に考慮してまいります。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 これまでも総合的に判断して発行してきたものというふうに理解していますけれども、区債の発行判断についても、これまでと同じレベルの判断というわけにはいかなくなるのではないかなというふうに思っています。いずれにしても、区財政が大変厳しい状況ということを我々の会派としては共通認識として持っています。

しかしながら、今後、やはり区民の多様化するニーズにしっかりと適応していくためには、区政運営がこれからますます重要になってくるのではないかなというふうに思っています。

個別の事業については、これからの予算審議の中でしっかりと確認をさせていただきたいと思っておりますので、財政全般はこれで終わります。以上です。

委員長 以上で歳入歳出全般に関わる質疑を終了いたします。

委員長 それでは、歳入について、款ごとに審議いたします。

第1款、特別区税について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第2款、地方譲与税について、ご審議願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。  
本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 次に、第3款、利子割交付金について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。  
本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第4款、配当割交付金について、ご審議願います。

田中委員。

田中宏篤 委員 配当割交付金なんですけれど、ちょっと次の款の株式等譲渡所得割交付金と質問が、内容が似ていて重複するので、ここで一括して聞かせていただいていた方がいいんですね。

委員長 款が違うので、1回ずつで。

田中宏篤 委員 1回ずつにしてほうがいいですか。

委員長 はい、それがいい。

田中宏篤 委員 はい、分かりました。

基本的にはほぼほぼ内容として、聞きたい内容としては同じなんですけれども、配当割で7年度予算比で約57%増というところで、令和6年度の実績と比較しても相当高めに設定されているなというふうに思っています。これ、交付金の性質上、東京都予算から算出されているというふうに認識はしているんですけれども、その大幅増となった理由と背景について、東京都の見解にはなってくると思うんですけれども、その認識があればお聞かせください。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 配当割交付金につきまして、都は収益の分配等の減収による微減と見込んでいると聞いております。

一方で、ここ数年好調な企業実績を背景に配当割交付金の交付実績が予算額を数億円上振れる状況が続いておりましたことから、交付実績も踏まえまして、本区の予算は増としたところでございます。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。実績見込んで増ということで、そこに関して了承しました。ちょっとあわせて、その次の款でお伺いします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第5款、株式等譲渡所得割交付金について、ご審議願います。

田中委員。

田中宏篤 委員 すみません、ちょっと先ほどの続きなんですけれど、これ、株式市場の活性を鑑みてのことだと思うんですけれど、株式等譲渡所得割交付金については、さらにちょっと大幅増で、前回、令和7年比で約3倍となっているんですね。ここについても、株式市場の活性している状況を踏まえてということだとは思いますが、ここについても再度認識をお聞かせください。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 こちらにつきましては、都からは株価の堅調な推移による増と聞いているところでございます。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。現状のイランの情勢とか国際情勢を鑑みると、やはり株式市場も今後、相当先行きが不透明になると考えていまして、正直どうなるか全然分からないなという中で、大幅に下振れするリスクというのもあるとは思っているんですけれども、その備えなどについてはどういうふうに認識しているか、教えてください。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 景気動向によりましては、先ほどの配当割交付金や今の株式等譲渡所得割交付金に限らず、そのほかの一般財源につきましても減収になるリスクがあるというふうに考えております。特別区は地方交付税の不交付団体でございますので、自らの財政力でそのようなリスクへも備えていなければならないというふうに考えております。そのため、一般財源が減収になったときでも、必要な区民サービスを維持できるように一定の基金残高を維持することなどにより備えているところでございます。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。財政調整基金も令和7年度末で162億円ほど大体あるので、この交付金に限らず、不測の事態への備えというのは、今年度においては十分備わっているというふうに理解しております。

ただ、中長期的に見ると、国際情勢の不透明な中で、今後ますます備えが重要になってくると思っております。先日の企画総務でもありましたけれど、財政収支推計を見ると、基金総

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

額ですが、3年で半減する見込みの厳しい状態ではあるんですけども、同時に、これからの国際情勢混迷していく中での備えというのはしっかり必要になっていくと思いますので、非常に厳しいとは思いますが、ぜひその備えは万全にしていただげるよう要望して、自分からの質問を終わります。以上です。

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第6款、地方消費税交付金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第7款、環境性能割交付金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第8款、地方特例交付金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第9款、特別区交付金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第10款、交通安全対策特別交付金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第11款、分担金及び負担金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第12款、使用料及び手数料について、ご審議願います。

本目委員。

本目さよ 委員 使用料の項目に直接の記載はないんですけれども、受益者負担を適正化するという視点から伺います。

観光需要が戻ってきて、まちが活気づくのはとてもうれしいことなんですけれども、一方で、ごみの清掃や観光バス対策など、私たちが安心して暮らすためのコストも確実に膨らんできているかと思えます。こうしたコストを全て、区民の皆さんの税金だけで賄い続けていいのかということについては、先日の一般質問でも我が会派の青鹿議員から、宿泊税の活用などの文脈で提案したところですが、私のほうからは、そこからさらに一步踏み込んで、区が提供するサービスの価格そのものを見直していくべき時期に来ているんじゃないかというふうに感じています。例えば私たちの身近な足であるめぐりん、区立施設とかです。多額な税金を導入していますけれども、現状、区民の方も観光客の方も一律の料金かと思えます。もちろん区民館とかの施設に関しては、区外の方は料金違うよとかありますけれども、それでも比較のお手頃な価格でみたいな形かと思えます。でも、観光地とかだと、観光客の方だと大分高く金額を頂いているみたいなところも結構、地方に行ったりすると出てきていますよね。なので、ぜひ、まずは納税者である区民の皆さんの便益を最優先に守って行って、その上で、区外から来られる方には相応の負担をいただくというのも合理的で納得感のある考え方ではないかなというふうに思っています。なので、全体的な料金を見直した上で、区民割引を導入したり、いわゆる二重価格を検討したりする動きも広がっているかなというふうに思いますが、そういった料金

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

体系の差別化などについてはどのように考えていますか、教えてください。

委員長 経営改革担当課長。

三谷洋介 経営改革担当課長 今おっしゃっていただいた観光客を念頭に置いた利用料の設定などについては、現在、国のほうでは博物館ですとか公的観光施設などで二重価格導入に向けた取組進めていたりですとか、ほかの自治体でも観光施設などで入場料等引き上げて、また、住民割を導入するといったような動きがあることは承知をしております。そういった区有施設、まず、区有施設の利用料につきましては、受益者負担の原則に基づきまして、3年ごとに検証することとしておりまして、次回、令和9年度に検証予定をしております。その際には、ご指摘の観点も踏まえて検討が進められるように、国などの動向について情報収集に努めてまいりたいと考えております。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 あわせて、そういった観光客の方も含めての新たな歳入の柱についても、何か宿泊税の配分、東京都に求めていこうねみたいなところ、青鹿議員からも提案をしたところですけども、ただ、東京都の動きを待つだけじゃなくて、区としても独自の稼ぐ力を磨いていくべきなんじゃないかなというふうに思うんですけども、観光客の方をターゲットしたクラファンだったりとか、特定のプロジェクトへの寄附を募る仕組みとかも成果を上げていますけれども、その辺についてはどう考えていますか。二重価格と併せてという感じですね。

委員長 経営改革担当課長。

三谷洋介 経営改革担当課長 ふるさと納税やクラウドファンディングなどにつきましても、観光でいらっしゃってくださったような方で、地域の環境維持の必要性に理解してくださる方ですとか、そういった取組に対して応援したいという方に関しては、そういった思いを受け止める受皿にもなるものだというふうには考えております。

現在、区としては、返礼品付きのふるさと納税について、まず、事業者支援を目的としておりまして、用途については、長期総合計画の基本目標を単位として、6つ、選択肢を用意してやっているという状況ですけども、一方で、いわゆるクラウドファンディングと言われているようなものは、より直接的に支援すべき事業ですとか取組というのを選択して寄附できる仕組みとなっております。そういったクラウドファンディングの実施に関しては、プロジェクトや事業について、そういった共感だとか賛同を得ることがまず必要だというふうに考えておりますので、こういった事業で活用するのかといった基準ですとか、留意点、実施手順などの整理をしていきたいなと考えております。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 台東区のすばらしい観光資源を維持して次世代につなぐために、このまちを愛してくれる来訪者の方の皆さんからも広く協力を得るといのは、シビックプライドにもつながりますし、そういったところをぜひ、来訪者による協力金という新しい財源確保の手法について、またぜひ一刻も早い検討と実施をお願いしたいと思います。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 じゃあ、要望ということで。

ほかにありますか。

中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 60ページ、3番の雷門地下駐車場についてお聞きします。

昨年、たしか車両火災のほうで、今、閉鎖になっていると思うんですけども、状況を教えてもらってもよろしいでしょうか。

委員長 交通対策課長。

清水良登 交通対策課長 ただいまの状況についてご説明いたします。

まず、散布された消火剤の除去や放水された水抜きの作業については完了しております、完了後に消火設備、照明設備、防火シャッター等の復旧作業を現在行っております、これらの設備につきましては、年度内に修繕が完了する予定となっております。

ただし、エレベーターにつきましては、現在、補修事業者と復旧に向けて打ち合わせ中でございます、現時点で再開の時期のめどは立っていないという状況でございます。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 状況は分かりました。エレベーターがちょっとまだということなので、年度内に修理が終われば、年度明けには多分再開できると思うので、そこを目指していただきたいと思うんですけども、定期利用の方とか、そういうところはこういった対応されているんでしょうか。

委員長 交通対策課長。

清水良登 交通対策課長 定期利用の方に関しましては、私どもから全員にご連絡をさせていただきまして、希望者には返金処理を行っているところでございます。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 どちらにしても、全て修理終わらないと再開できないと思いますので、できれば年度内に修理を終えて、年度明けには再開できるようにしっかりと進めていただければと思います。以上です。

委員長 交通対策課長。

清水良登 交通対策課長 先ほどの答弁と重複するところもございますが、現時点では年度明けすぐの再開については非常に難しい状況と言わざるを得ない状況でございます。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 了解です、はい。

委員長 いいですか。

中澤史夫 副委員長 大丈夫です。

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第13款、国庫支出金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第14款、都支出金について、ご審議願います。

青柳委員。

青柳雅之 委員 すみません、まず、99ページ、土木費補助金の項目になるんですが、これ、毎回発言させていただいている都市計画税と都市計画交付金の問題なんですね。令和3年が最後になります。この項目に都市計画交付金という項目があって、そこに一定数、東京都から来ていたんですが、令和3年以降は実に都市計画交付金がずっとゼロの状態が続いています。都市計画税そのものは、いろいろな委員会でも言っていますけれども、それぞれ自治体に与えられた課税自主権が持っているもので、いろいろなものに使えるはずなんですね。

ちょっと今回いろいろ調べて、ほかの自治体、23区以外の市とかを調べると、都市計画税の何に使われたかみたいなものがグラフとかで発表されているような自治体もあって、そこには、例えば船橋市などは街路事業に、道路ですね、幾ら、公園事業に幾ら、市街地開発事業に幾ら、そのパーセンテージまでしっかり公表されていて、目的税ですから、その目途が何なのかということがしっかり市民の方にオープンになっているんですね。

じゃあ、23区はどうかというと、特に今回、台東区では住民の方が都税として納めたのが約10億円余りだということなんですが、それが一切戻ってきていないということなんですよ。ただ、本来でしたら、都市計画公園等の整備にはこの税金が充てられるんですね。じゃあ、台東区に都市計画公園はどれくらいあるのかということちょっと調べましたら、全部で、児童遊園も含めて、73か所、公園があるんですが、そのうちの37個、37の公園が実は都市計画公園に指定されているんです。ですので、約半分ぐらいの公園の整備費などは、本来でしたらこの都市計画税が使われるんですけども、東京都のいろいろな基準があって、例えば都市計画公園、台東区で修繕をしたり改修をしたり、日々の手入れなどもそうですよね、街路樹。そういったものには使えませんよというふうになって、ずっとゼロ円が続いていると。この問題はやはり深く切り込んでいかないと、いろいろな財源の問題も含めて、おかしな問題になっていくと思うんですが、今、私が申し上げた中で、ちょっと確認なんですけど、毎年、台東区から東京都に都市計画税約10億円だったかな、その点が大丈夫なのかどうかということと、都市計画公園、本来だったら使えるんですよということについても間違いはないか、確認させていただ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きたいと思います。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 お答えいたします。

まず、1点目の都市計画税の台東区の方でございますけれども、都市計画税のうち、台東税事業所というところで6年度決算で申し上げますと約62億円の……

(「62億、そんなに」と呼ぶ者あり)

高橋由佳 財政課長 はい、というのがあったところでございます。

また、あと2つ目のご質問の公園のところでございますが、都市計画税の充当事業としては公園が対象となっておりますが、都市計画交付金につきましては、要綱において、面積1ヘクタール以上10ヘクタール未満のものということで、面積の要件がついているところでございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 そうなんです、本来でしたら37の台東区内の都市計画公園に使えるんですが、東京都のルールで1ヘクタールというのが出てきてしまっているんで、それが実際にバックがないというのが今の現状なんです。

じゃあ、この、逆に、都市計画公園というのも、台東区に調べると、都市計画公園・緑地の整備方針ということで、東京都のホームページにリンクされているんですね。それを見ると、重点的に整備をする公園というのに、隅田川公園という蔵前にある公園が指定をされています。これは、しかも、これは令和11年までに整備するという計画になっているんですが、将来的にはこれは都市計画交付金の対象になって整備をされるということによろしいんですか。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 都市計画交付金の対象になるためには、まず、都市計画決定を受けている施設であると、公園であるというのほかに、あとはその後に事業認可というところで、面積を決めて、この面積で事業をしますという認可を都に申請をして、それが通って交付金の対象になるかどうかというところでございますので、その認可申請をやった結果というところがございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 何が言いたいかという、台東区のホームページに都市計画公園の整備についてというのがあって、そのよく読むと、東京都の都市整備局のリンクになっていて、そこに台東区内の何か重点的に整備する公園というのがマッピングをされていて、それをよく読むと、隅田川公園770平米、7,700だから、1ヘクタール満たないんですが、ただ、書いてあるんですね。だから、こういうものは将来的になるのかなというふうに、後で都市整備課のほうにもちゃんと確認してみますが、あるんです。いずれにしろ、今の仕組みのままでは、いつまで待っても都市計画交付金、都市計画税、年間62億円も台東区の土地、建物に課税をされていて、納税されているにもかかわらず、これが戻ってきていないということに関しては、非

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

常に課題だと思しますので、今後、特別交付金についてはいろいろな話合いが進んでいる部分もあるんですが、この問題についての進捗状況というのは、都区間の状況というのはどんな状況になるのでしょうか。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 例年、要望はさせていただいているところございまして、例えば8年度、東京都への予算要望といたしましても、全都市計画事業の交付対象化、それから交付率の上限の撤廃などを求めさせていただいているところです。

また、今年度実施しております8年度財調協議におきましても、同様の要望をさせていただいたところではございますが、東京都からは都において創設した奨励的補助金であるということで、具体的な議論には至らなかったというところでございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 いろいろな都区間のおかしな制度とか取組がありますが、特にこの都市計画税と都市計画交付金の問題というのは、やはり理解がなかなかされづらいと思しますので、区民の皆さんへの情報発信もいろいろ工夫されているそうなんですが、その点はいかがですか。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 台東区の公式ホームページでも主張のほうさせていただいております。昨年の決算特別委員会の審議を踏まえまして、一部、公式ホームページのほうの文言を追記させていただいております。

具体的には、都市計画税について、市町村税、目的税であることや、区民の皆様にもご負担をいただいている税であることがより明確に伝わるようにした点と、都市計画税と異なる取扱いの点があることを主張させていただいたような内容に変更させていただいております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 ホームページにも特別区都市計画交付金の拡充についてという項目があって、区側の主張がしっかりと盛り込まれています、充実されていますので、引き続きこのテーマについては区長を先頭にしっかりと頑張っていただきたいなということを要望させていただきます。以上です。

委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第15款、財産収入について、ご審議願います。

田中委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

田中宏篤 委員 107ページ、財産収入の中の利子及び配当金の部分でお伺いします。

令和7年度の予算対比で約140%増と、大幅増となっていて、金利の状況の影響が大きいのかなとは思いますが、この年度における運用の考え方や具体的な運用予定等について、もし何かあれば教えてください。

委員長 会計課長。

内田円 会計課長 お答え申し上げます。

予算額の増につきましては、委員おっしゃるとおり、運用利率を前年度よりも高く見込んだことによるものでございます。令和8年度の予算編成に当たりましては、運用中の定期預金や債券の益金予定額、見込額を基に、寄附基金は7年度予算0.26%のところを0.39%に、積立基金は7年度予算0.28%のところを0.67%と運用利率を見込んだところでございます。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 これ、ごめんなさい、特に今までの実績と運用予定先という部分で、何か比率を変えたりとか変更予定等がありますでしょうか。

委員長 会計課長。

内田円 会計課長 基金の運用に当たりましては、安全性を第一としつつ、基金の活用計画などを考慮いたしまして、また、取崩しに備えて、一定の流動性を確保しながら、長期、短期の運用バランスも考慮し、そのタイミングで効率性の高い運用に努めてまいりたいと考えております。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。中長期的には基金の減少が見込まれているので、母数の運用可能額自体が減ってしまうという部分もあって、財産収入、これから徐々にその部分が減ってしまうとは思いますが、非常に重要な部分だと思っていますので、今後も可能な限り、大胆かつ繊細に運用していただいて、財源を少しでも増やしていただくよう要望だけいたします。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第16款、寄附金について、ご審議願います。

富永委員。

富永龍司 委員 118ページの一般寄附、中央競馬協会からの寄附金について伺います。

この寄附金について、令和6年の予算委員会で使い道のルールの確認をさせていただきました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

た。このウインズ浅草から半径2キロ以内の区内で行う道路整備事業等の整備、環境整備に対して交付されるというお答えでしたが、先日、周辺道路整備に限った使い道の要件を8年度から原則撤廃したという報道がされました。具体的には何かどんな変化がありましたか。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 お答えいたします。

まだ新たな要綱が届いておりませんので、昨日届きました地域貢献寄附金運用マニュアルで把握できている情報でご答弁をさせていただきます。

7年度、今年度までは日本中央競馬会環境整備実施要綱に基づく交付を受けておりまして、距離や交付対象事業の要件がございました。8年度はこれが地域貢献寄附金交付要綱に名称が変わりまして、事業種別や距離等の要件が撤廃されるとともに、所在市区町村の住民が実施の効果を直接享受する事業が交付対象となるということで、いわゆるソフト事業でも活用が可能になるものと捉えております。

委員長 富永委員。

富永龍司 委員 今までは半径2キロということで、多分ほぼ台東区全域がこの対象になっていて、割とウインズから離れた道路の整備とかをされておりました。その中で、ウインズ浅草ですか、あの周辺の環境整備というのはやはりしっかり整わないといけないと思いますんで、その中で、やはり今、観光ごみとかいう問題とか、あそこは特に放置自転車対策等々が、区として大分力を入れている事業ですから、そういったことに活用というのはできるようになるのでしょうか。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 運用マニュアルでは、従来の環境整備制度における事業所周辺の環境改善を図るという趣旨には変更がないため、当初の制度趣旨を念頭に置いた活用をお願いしたいとされておりますことから、引き続き浅草地域の環境整備に資する活用を基本としていきたいと考えております。

どのような事業に活用するかというのは、今後出される新要綱を踏まえて検討してまいりますが、マニュアルを読む限りでは、そのような事業に活用することも可能になるものと考えております。

委員長 富永委員。

富永龍司 委員 ぜひやはりあそこにある環境によって、いろいろなこと、ウインズさん自体も清掃とかよくしているのは見かけておりますし、やはりいろいろな課題がある地域ですので、ぜひともよろしく願いいたします。

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 第17款、繰入金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第18款、繰越金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第19款、諸収入について、ご審議願います。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 136ページ、2番の地方公共団体情報システム機構補助金についてお伺いいたします。

そもそも今、台東区は国の求めに応じて含めてなんですけれども、DX化、コンピューターを利用していろいろなものを進めていこうというのは分かっているんですけれども、このシステム機構補助金をもらって、区としてはどのようなものに使っていくのか、いるのか、その辺ちょっと一つ教えてください。

委員長 情報システム課長。

廣瀬幸裕 情報システム課長 答えいたします。

本、委員のご意見のありましたデジタル基盤改革支援補助金についてなんですけれど、こちらは情報システムの標準化の移行に要する経費の補助金でありまして、システム導入の導入後の運用経費とかではなくて、移行に関する経費と、補助金となっております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ごめんなさい、移行に関する補助金というのは分かったんですけれども、その補助金自体が、大体台東区のほかの過去の委員会とかでこのシステム関係で聞くと、NECとか富士通とか、本当に大手(だいおおて)の基盤を入れていくというふうになっています。

あと、今、答弁の中でランニングコストの部分で使うのではなくて、導入コストのところを使うんだよというのは理解したんですけれども、ランニングコストの部分ではこういう国とか東京都からの補助金というのはいないんですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 情報システム課長。

廣瀬幸裕 情報システム課長 一般的に各自治体で導入したシステムの運用について、運用管理につきまして、その自治体で運用や管理していく、経費の部分については各自治体で運用管理していくものであると認識しております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ということは、導入は国が3億2,000万ぐらいくれるけれども、その後のランニングコストの部分は一般財源でやってくださいねというふうな捉えだと思っんですね。ぜひ、これは区も含めて、台東区だけじゃなくて、23区や東京都も含めてだと思っんですけれども、これだけあらゆるものがデジタル化されているところで、音頭を取っているのは国がやれやれと、もちろん議会からの後押しがあるのも理解をしていますけれども、国とかに求めていくべきことだと思っんですけれども、何かそういうので手だてを取っていることはあるんですか。

委員長 情報システム課長。

廣瀬幸裕 情報システム課長 委員ご指摘のありましたこのデジタル基盤改革支援補助金は、先ほどお伝えしたように、情報システムの標準化の事業での補助金、導入支援、導入用の補助金となっています。この情報システムの標準化でありますけれども、こちらのほうは移行後の運用経費が増加する課題がございます、移行に伴う運用経費の増加に対する対応としまして、これまで特別区長会等を通じまして、国へ要望しているところです。その後、一時的に増加する分の運用経費に対しまして、財政措置していくことが示されております。詳細についてはこれからのため、予算には計上しておりませんが、今後予定されておる説明会などで内容を確認し、対応していく予定でございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 本当にこのランニングコストだけがかかることになってしまうことは、一方で見れば、区の財政を圧迫する要因にもなりかねないというふうに思いますので、ぜひ求め続けていただきたいと、先ほど受益者負担のとか、幾つかの課題があるという提案が委員からありましたけれども、出ていくところばかり出ていって、こういうところに、特に区民から見えにくいお金というのが出ていくということに対しても、やはり歳入の部分で求め続けていただきたいというふうに思いますので、その点をお願いします。以上です。

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思っんです。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 第20款、特別区債について、ご審議願っんです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 以上で歳入全部の審議を終了いたしましたので、歳入について仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、歳入については、仮決定いたしました。

委員長 次に、歳出についてご審議願います。審議方法については、各款ごとに審議、仮決定することで既にご了承いただいております。

さらにおはかりいたしますが、総務費、民生費、衛生費、文化観光費、土木費、教育費については、項ごとにご審議いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

理事者が席を交代いたしますので、少々お待ちください。

(理事者、席を交代)

委員長 第1款、議会費について、ご審議願います。

岡田委員。

岡田勇一郎 委員 144ページの4番、ICT化の推進であります。

議会費ということでなかなか聞きづらいところではあるんですけども、議員の間での申告事項で、タブレット持込みで5ギガまで、これ付与していただいているので、それでデータのやり取りというのは一つ完成しているというような体裁だと思うんですが、昨今、データの活用がかなり議会の中でも進んでいますので、そんな中で、PCを使ったりとか、いろいろな端末に対応していないなというところがありまして、私は今、タブレットを使っていますが、やはりPCが使えるのであれば使えたほうが便利だなというふうに思っています。

その際にインターネットの接続ができないと、なかなか議会の資料も見れないという状況がありますので、ぜひ本会議場や委員会室にWi-Fi設備の設置をしていただきたいと思いますというふうに思っているところではあるんです。

各会派でWi-Fiの設備を持っているので、この委員会室から一番近い会派室の人ならば、ネットにつながるんです。なんです、遠い会派の人とはつながらないんです。諦めているんですね。そういった意味で、議会全体統一として、Wi-Fiをどこでも使えるような環境にいたしていただけないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 議会事務局次長。

櫻井敬子 議会事務局次長 お答えいたします。

委員会中、タブレット端末では委員会資料を閲覧しつつ、審議に係る様々なことをノートパソコンでお調べになっている方がいらっしゃることは認識しております。数年前の数字ではございますが、7階議場と8階委員会室にセキュリティ対策を行ったWi-Fi環境を整備するための費用として、初期経費として約3,000万円かかるという試算が出ております。ただ、数年前の数字ですので、今、ちょっと大分変わって、状況は変わっているものとは認識しております。委員会室等へのWi-Fi環境整備につきましては、現在の貸与端末の活用状況やセキュリティ対策などを総合的に勘案し、検討が必要であるとも考えております。先ほどお答えした試算額とは経費やセキュリティの面の課題など、状況が異なる部分もあるかと思っておりますので、情報収集に努めてまいります。以上です。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 3,000万円はちょっと高いな、できるものならしたいんですけど、それもいかないもんですからあれですが、3,000万円は高いですけども、これからの状況をいろいろ見ながら、ぜひ、これ、議会改革で話すべきことなのかというのは私も悩んだところなんですけど、こうやってちょっと提案をしていくことで、今後、議会もどんどんよりよく進んでいくと思いますので、ぜひ検討を加速していただけるとありがたいなと思います。

委員長 よろしいですか。

岡田勇一郎 委員 はい、以上です。

(「私からも関連で」と呼ぶ者あり)

委員長 関連で。

青柳委員。

青柳雅之 委員 ちょうどネット中継、ライブ配信始まって、随分時間がたちます。それで、かつてはタブレットとか、あるいはスマホとかで見ていたんですが、最近、ユーチューブは何かテレビに結構つないで大きな画面でご覧になっている方が増えてきたみたいなんですね。そうすると、画素の問題というのが出てきて、画面が大きいと、本当に粗いんですよ。ですので、このカメラも導入して、どちらだ、あちらか、導入して結構時間がたつので、画素数の問題というのをそろそろ検討に入ったほうがいいと思うんですが、そういう声はあまり来ていないですか。

委員長 議会事務局次長。

櫻井敬子 議会事務局次長 確かに定点カメラで画素数もそんなに大きくないものを当時は選んでいたと思いますので、そこも検討していきたいと思っております。

青柳雅之 委員 まだまだたっぷり検討していただかないと。以上です。

委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。  
本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 本日の予定は、以上で終了いたしました。  
次回の委員会は、明日午前10時に開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員長 これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時20分閉会